

## 横浜市立大学百年史編集部会規程

制 定 令和 3 年 4 月 1 日 規程第 18 号  
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日 規程第 27 号

### (目的及び設置)

第1条 2028年の横浜市立大学創立100周年に向けた大学周年事業のうち、百年史の制作に係る事項を検討・決定するため、横浜市立大学創立100周年事業実行委員会規程第7条の規定に基づき、横浜市立大学百年史編集部会（以下「編集部会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 編集部会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 百年史の編纂方針に関すること。
- (2) 百年史作成のための資料収集方針に関すること。
- (3) その他、百年史の制作に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 編集部会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 創立100周年事業実行委員会の推薦による学識経験者
- (2) 総務部担当部長、研究推進部長、企画財務課長、企画財務課100周年担当課長、企画財務課プロモーション担当課長、教育推進課長、学生支援課長、学術情報課長、医学・病院企画課長、医学教育推進課長、経営企画課長
- (3) その他、編集部会が必要と認める者

2 前項第1号に定める委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項第3号に定める委員の任期は、必要に応じて定める。

### (部会長及び副部会長)

第4条 編集部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、創立100周年事業実行委員会の推薦により選出する。
- 3 副部会長は、部会員の中から選出する。
- 4 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠の部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 部会長は、部会の運営を総括する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代行する。

### (編集長)

第5条 編集部会には、編集長を置くことができる。

- 2 編集長は、部会員の中から選出する。
- 3 編集長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 編集長は、百年史編纂を総括する。

(会議)

第6条 編集部会は、原則毎月1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催し、又は休会することができる。

2 部会長は、必要があると認めるときは関係者に編集部会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 編集部会の庶務は、学術情報課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、編集部会の運営に関し必要な事項は、編集部会の議を経て、部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(効力の失効)

この規程は、編集部会が第2条に掲げる事項を終了した日限りで、その効力を失う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第37号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年規程第27号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。